令和3年3月定例会

河合町議会会議録

令和3年3月17日 開会

河合町議会

令和3年第1回(3月)河合町議会定例会会議録目次

第 4 号 (3月17日)

| ○議事日程 |
|--|
| ○本日の会議に付した事件2 |
| ○出席議員 |
| ○欠席議員 |
| ○出席説明員 |
| ○欠席説明員 |
| ○議会事務局出席者···································· |
| ○開会の宣告·······5 |
| ○開議の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| ○委員長報告 |
| ○議案第1号、議案第15号、議案第16、請願第1号の委員長報告、討論、採決6 |
| ○議案第2号、議案第4号、議案第5号、議案第17号から議案第24号の委員長報告 |
| 討論、採決…14 |
| ○議案第3号、議案第6号の委員長報告、討論、採決・・・・・・・・・・・22 |
| ○議案第7号から議案第14号の委員長報告、討論、採決・・・・・・・・・・・25 |
| ○同意第1号から同意第8号の質疑、討論、採決40 |
| ○議員発議第1号の上程、説明、討論、採決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| ○議員発議第2号の上程、説明、討論、採決44 |
| ○議会運営委員会の閉会中の継続調査4 5 |
| ○閉会の宣言・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| ○署名議員4 6 |

令和3年3月17日(木曜日)

(第4号)

令和3年第1回(3月)河合町議会定例会会議録

議 事 日 程(第4号)

令和3年3月17日(水)午前10時00分開会

| 日程第 | 1 | 議案第 1 号 | 令和2年度河合町一般会計補正予算について |
|-----------|---|------------------|---|
| 日程第 | 2 | 議案第15号 | 河合町まちづくり基本条例検討審議会設置条例の制定につい |
| | | | て |
| 日程第 | 3 | 議案第16号 | 特別職の職員の給与の特例に関する条例及び一般職の |
| | | | 職員の給与の特例に関する条例の一部改正について |
| 日程第 | 4 | 請願第1号 | 「すな丸号」の設置条例の制定を求める請願書について |
| 日程第 | 5 | 議案第2号 | 令和2年度河合町国民健康保険特別会計補正予算について |
| 日程第 | 6 | 議案第4号 | 令和2年度河合町介護保険特別会計補正予算について |
| 日程第 | 7 | 議案第5号 | 令和2年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算について |
| 日程第 | 8 | 議案第17号 | 河合町国民健康保険税条例の一部改正について |
| 日程第 | 9 | 議案第18号 | 河合町総合福祉会館設置条例の一部改正について |
| 日程第1 | O | 議案第19号 | 河合町介護保険条例の一部改正について |
| 日程第1 | 1 | 議案第20号 | 河合町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に |
| | | | 関する条例の一部改正について |
| 日程第1 | 2 | 議案第21号 | 河合町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定 |
| | | | 介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法 |
| | | | に関する基準等を定める条例の一部改正について |
| 日程第1 | 3 | 議案第22号 | 河合町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営 |
| | | | に関する基準を定める条例の一部改正について |
| | | | |
| 日程第1 | 4 | 議案第23号 | 河合町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備 |
| | | | 及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護 |
| | | | 予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例 |
| | | | の一部改正について |
| 日程第1 | 5 | 議案第24号 | 河合町心の交流センター条例の一部改正について |
| 日程第1 | | 議案第3号 | 令和2年度河合町下水道事業特別会計補正予算について |
| 日程第1 | 7 | 議案第6号 | 令和2年度河合町水道事業会計補正予算について |
| 日程第1 | | 議案第7号 | 令和3年度河合町一般会計予算について(別冊) |
| 日程第1 | 9 | | 令和3年度河合町国民健康保険特別会計予算について(別 |
| | | | 冊) |
| 日程第2 | 0 | 議案第9号 | 令和3年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について いて(別冊) |
| 日程第2 | 1 | 議案第10号 | 令和3年度河合町下水道事業特別会計予算について (別冊) |
| 日程第2 | 2 | 議案第11号 | 令和3年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計予算に ついて(別冊) |
| 日程第2 | 3 | 議案第12号 | |
| - 1-717 A | _ | MAJIC JULY I I J | |

| 日程第24 | 4 | 議案第13号 | 令和3年度河合町後期高齢者医療制度特別会計予算について (別冊) |
|----------|---|---------|-------------------------------------|
| _ <- *** | _ | | *** |
| 日程第25 | 5 | 議案第14号 | 令和3年度河合町水道事業会計予算について(別冊) |
| 日程第26 | 3 | 同意第1号 | 監査委員の選任について |
| 日程第27 | 7 | 同意第2号 | 政治倫理審査会委員の選任について |
| 日程第28 | 3 | 同意第3号 | 政治倫理審査会委員の選任について |
| 日程第29 | 9 | 同意第4号 | 政治倫理審査会委員の選任について |
| 日程第30 |) | 同意第5号 | 政治倫理審査会委員の選任について |
| 日程第31 | 1 | 同意第6号 | 政治倫理審査会委員の選任について |
| 日程第32 | 2 | 同意第7号 | 政治倫理審査会委員の選任について |
| 日程第33 | 3 | 同意第8号 | 政治倫理審査会委員の選任について |
| 日程第34 | 1 | 議員発議第1号 | 河合町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部を改 |
| | | | 正する条例について |
| 日程第35 | 5 | 議員発議第2号 | 日本政府に核兵器禁止条約への参加・調印・批准を求める意 |
| | | | 見書 |
| 日程第36 | 3 | 議会運営委員会 | の閉会中の継続調査について |

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第36まで議事日程に同じ

出席議員(13名)

 1番 森 光 祐 介
 2番 常 盤 繁 範

 3番 梅 野 美智代
 4番 佐 藤 利 治

 5番 中 山 義 英
 6番 坂 本 博 道

 7番 長谷川 伸 一
 8番 杦 本 光 清

 9番 大 西 孝 幸
 10番 馬 場 千惠子

 11番 岡 田 康 則
 12番 西 村 潔

 13番 谷 本 昌 弘

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長 副 町 長 清 原 和 人 田中敏彦 教 育 長 竹 林 信 也 総務部参事 横山泰典 企 画 部 長 福 井 敏 夫 総務部長 澤 井 昭 仁 住民生活部長 福祉部長 浮 島 龍 幸 門 口 光 男 まちづくり 推 進 部 長 教育部長 堀 内 伸浩 上村欣也 企画部次長 総務部次長 雅 也 上村卓也 森嶋 総務課長 小野雄一郎

欠席者(0名)

会議に従事した事務局職員

局 長 佐藤桂三 局長補佐 髙根亜紀

開会 午前10時00分

◎ 開会の宣告

○議長(**杦本光清**) おはようございます。ただいまの出席議員は13名で定足数に達しておりますので令和3年第1回定例会を再開いたします。

◎開議の宣告

○議長(杦本光清) これより本日の会議を開きます。

◎委員長報告

- ○議長(杦本光清) 本日、議会運営委員会を開会していただいておりますので、常盤繁範議会運営委員長より報告願います。
- 〇2番(常盤繁範) はい、議長。
- 〇議長(杦本光清) 常盤委員長。
- ○2番(常盤繁範) コロナ対策感染症防止のひとつとしまして、着席にて発言をさせていた だきます。

本日、議会運営委員会を開会いたしましたので、その結果を報告いたします。

本日の議事日程につきましては、総務常任委員会で審議されました議案第1号、議案第15号、議案第16号、請願第1号。

厚生常任委員会で審議されました議案第2号、議案第4号、議案第5号、議案第17号、 議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案 第24号。

経済建設常任委員会で審議されました議案第3号、議案第6号。

予算審査特別委員会で審議されました議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号。

同意第1号から同意第8号。議員発議第1号、第2号を上程。

また、議会運営委員会における所管事項の閉会中の継続調査が上程され、逐条審議いたし

ます。

以上、報告を終わります。

○議長(杦本光清) ただいまの委員長報告のとおり決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(杦本光清) ご異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決定します。

◎議案第1号、議案第15号、議案第16号、請願第1号の委員長報告、 討論、採決

- ○議長(**杦本光清**) 日程第1、議案第1号、日程第2、議案第15号、日程第3、議案第16号、 日程第4、請願第1号を総務常任委員会に付託しておりますので、馬場千惠子総務常任委員 長より報告を求めます。
- 〇10番(馬場千惠子) はい、議長。
- 〇議長(杦本光清) 馬場委員長。
- **〇10番(馬場千惠子)** 総務常任委員会の結果を報告いたします。

去る3月2日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議案第1号、第15号、 第16号・請願第1号について、3月8日及び9日に委員会を開きましたので、その結果を 報告いたします。

議案第1号 令和2年度河合町一般会計補正予算については理事者より説明を受け、歳入 歳出それぞれ一括で審議を行いました。

歳出については、財政調整基金積立金の増加に対する質疑に対し、退職手当債相当額を積立てるとの答弁がありました。

障害福祉の自立支援医療給付費や児童福祉の医療給付費の減額補正に対する質疑に対し、 コロナ禍の影響で障害については更生医療受給者や手術の減少、児童については小さい子ど もの受給が20%程度減少したとの答弁がありました。保育所委託措置費の減に対する質疑 に対し、私立に通う人数が減少したとの答弁がありました。また、こども園や保健センター の職員給与の減についての質疑に対し、育児休業期間及び年度途中退職者によるとの答弁が ありました。

指定ごみ袋作成委託について、減額理由・枚数・発注業者の質疑に対し、入札による減額で、発注業者は入札なので前年度と違う業者で、枚数は予算時と同一との答弁がされました。 塵芥処理諸経費その他委託の減額の質疑に対し、清掃工場内清掃業務見直しによる減額との答弁がありました。

土地改良事業費の委託内容の質疑に対し、200万円は薬井地区の上池、900万円は池部地区のこがも池に対する経費との答弁がありました。

歳入では退職手当債について、借入先・償還年数の質疑に対し、市中銀行からの借入となり 10 年償還で3年据え置きとの答弁がありました。また、借金を増やしてまで借りる必要があるのかとの質疑に対し、県に相談したところ、基金に積み立てるための1つのテクニックとの評価を受けた。また、基金残高4億円を目標としているとの答弁がありました。

減収補てん債の借入条件についての質疑に対し、減収補てん債は、例年、法人住民税と利 子割交付金の減収分で普通交付税に反映出来なかった額を補填するために借入が認められる 地方債であるが、令和2年度はコロナ禍による減収に対応するため、対象項目に地方消費税 交付金・地方揮発油譲与税・たばこ税が追加されるとの答弁がありました。

財産収入について、減額の経緯や令和3年度予算に反映するのかの質疑に対し、西穴闇保育所跡地周囲の境界確定に日数がかかり、今年度売却は厳しいので減額補正し令和3年度予算には反映していないが事務手続きは進めていくとの答弁がありました。

審議の結果、賛成多数で可決することに決しました。

議案第 15 号 河合町まちづくり基本条例検討審議会設置条例の制定については、理事者より説明を受け質疑を行いました。

まちづくり基本条例検討審議会については、庁内ワーキンググループの有無、今後の流れ、 参考団体を全国的に拡げるべきとの質疑に対し、庁内ワーキンググループを令和3年1月に 設置、検討委員会とは別組織であり、今後の流れは現在未定だが、最終決定は審議会で行う。 タイトなスケジュールなので対面での調査を重視し、県内2市4町を参考にするが、全国の 先進地についてもネット等で情報収集するとの答弁がありました。

また、第三条及び第八条について、公募方法、審議会 15 名の内訳、会長選任についての質疑に対し、公募方法は県内 2 市 4 町を参考にし、審議会の内訳は学識経験者 2 名・議員 2 名・団体 6 名・公募 5 名の合計 15 名で、会長選任方法は第 5 条によるとの答弁がありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第16号 特別職の職員の給与の特例に関する条例及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正については、理事者より説明を受け質疑を行いました。

以前給与カットする際、職員に説明したと聞いているが今回、なぜ行わなかったのかとの 質疑に対し、決定後に通知する。

給与カットの延期は令和3年度迄の考えは変わってないのか、今回は人勧の影響で率を下げたのかの質疑に対し、長期計画どおりで、カットは令和3年度までとの答弁がありました。 審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

請願第1号「すな丸号」の設置条例の制定を求める請願書については、請願者に参考人と して出席して頂き、それに対し請願者、紹介議員、理事者への質問がありました。

現在のすな丸号についての現状を理事者へ確認。また、今後どうすれば請願者や住民の思いを取り入れて、地域コミュニティサービスを提供できるかを協議できるよう河合町公共交通活性化協議会の再開等の審議がなされました。

審議の結果、可否同数のため、委員長採決により採択することに決しました。 以上、報告を終わります。

○議長(杦本光清) 議案第1号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご 異議ございませんか。

(「討論」という者あり)

- ○議長(杦本光清) 討論とのことですので、これより討論に移ります。まず、最初に本案に 反対の方からの討論お願いします。
- ○7番(長谷川伸一) はい、議長。
- 〇議長(杦本光清) 長谷川議員。
- ○7番(長谷川伸一) 反対討論させていただきます。

退職手当債1億2,000万円を発行して、財政調整基金をほぼ同額積み増すという会計操作は理解できません。令和元年度財政調整基金残高は約4,200万円で標準財政規模に対する基金残高の割合が低く、県下市町村で河合町は1.0%と県内でワースト1でした。退職手当債は利率の高い市中金融からの借金、10年ローンをして、基金残高を上げようとすることは財政指数を単に表面上良く見せようと意図しているものと誤解を招くやり方と思います。真の財政健全化策とは言い難いものです。よってこの補正案は反対いたします。

- ○議長(杦本光清) 次にこの本案に賛成の方の発言。
- ○9番(大西孝幸) はい、議長。
- 〇議長(杦本光清) 大西議員。
- ○9番(大西孝幸) 賛成の立場で討論します。歳入においては、奈良県の意見を聞いた上で 退職手当債を借入れ、その相当額を財政調整基金に積み立てることで将来の不足を財政需要 にそなえるという事との見解がありました。土地の売払い収入は未執行となっていますが他 の費目でカバーされて財政運営をされてることがうかがえます。また委員会での説明では売 払いは継続して行い売れた場合は財政調整基金に積立てる予定とのことです。今後も適正な 財政運営が行われる事を期待して賛成討論とします。
- 〇議長(杦本光清) 次に反対者の方。
- 〇6番(坂本博道) はい、議長。
- 〇議長(杦本光清) 坂本議員。
- ○6番(坂本博道) 反対討論させていただきます。必要な住民サービスを提供しながら財政 状況を改善させるためにもしっかりとした予算を基に執行することが重要です。年度末の今 回の補正は一般財源の部分で1億4,984万円の増額、1億3,131万円の減額となっております。 結果的には財政調整基金に1億2,000万円を積立てることになりました。しかし、当初予算 からみると、歳入では1億4,000万円の財産収入予算が確保できませんでした。一方で例年に なく交付税収入が約8,000万円増、新しく始まった会計年度任用職員制度の見積もり高など もあり、6,000万円の人件費減額補正、またコロナで事業中止、縮小などで900万円の減額、 また必要な事業でも十分執行しきれていない、そして期末での退職手当債の発行などの結果 としての財政調整基金の積立といえます。行政サービスの実行含め、予算に基づくしっかり とした財政運営が不十分だった上での補正予算ということであり、認め難く反対といたしま す。
- ○議長(杦本光清) その他ございませんか。

(発言する者なし)

○議長(杦本光清) 討論が無いようですので、討論を終結致します。

これより、議案第1号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第1号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(杦本光清) 少数であります。

着席願います。

よって、議案第1号 令和2年度 河合町一般会計補正予算については否決されました。 議案第15号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(杦本光清) 異議なしという事ですので、ご異議なしと認めます。

これより、議案第15号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第15号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(杦本光清) 全員であります。

着席願います。

よって、議案第15号 河合町まちづくり基本条例検討審議会設置条例の制定については委員長報告のとおり可決されました。

○議長(杦本光清) 議案第16号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご 異議ございませんか。

(「討論お願いします」という者あり)

○議長(**杦本光清**) 討論という事ですので討論に移ります。まず、本案に対して反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

- ○議長(杦本光清) なしですか。それでは次に賛成者の発言。
- 〇6番(坂本博道) はい、議長。
- 〇議長(杦本光清) 坂本議員。
- ○6番(坂本博道) 今回の条例改正は、給与削減期間を1年間延長することと、給与削減下で実施された人勧による期末手当の削減を回復するものでなっております。職員の給与削減については、中止する目処もなく継続するのには反対してきました。今回、令和3年度末で廃止を考えているとのことであります。そのため、目処が示されており、職員の皆さんには申し訳ないが、改善点を重視して、今回は賛成としたいと思っております。
- ○議長(杦本光清) その他討論ございませんか。

(発言する者なし)

○議長(杦本光清) 討論が無いようですので、討論を終結致します。

これより、議案第16号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第16号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(**杦本光清**) 多数であります。

着席願います。

よって、議案第16号 特別職の職員の給与の特例に関する条例及び一般職の職員の給与の 特例に関する条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

請願第1号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「討論お願いします」という者あり)

- ○議長(杦本光清) 討論という事ですので討論に移ります。まず、本案に対して反対者の発言を許します。
- 〇2番(常盤繁範) はい、議長。
- 〇議長(杦本光清) 常盤議員。
- ○2番(常盤繁範) 請願に関しまして反対の意思表明をさせていただきます。理由としましては、町内巡回移送サービスである「すな丸号」は、現在年間53万7,030人分の乗車機会を提供する運行形態となっていますが、最多利用年度の平成30年度でも、のべ利用者数は1万3,181人とコミュニティバスとしても非常に少ない利用状況であること。また、利便性向上を目指すことを目的として令和2年7月より実施されたアンケート調査においても、配布6,744通に対して、回収数は336通、回収率はわずか4.98%。町民の大多数が無関心であります。加えてアンケート内の自由意見を閲覧しましても、事業形態を変更する必要のある「有料化」を求める意見、利用しても目的地まで時間がかかりすぎる意見、タクシー形態や乗合タクシーを求める意見、空車で走ってることが多く、便を絞るもしくは廃止を求める意見等の現在の運行形態に否定的な意見もあります。かつ、補助器具を使用する高齢者や在宅酸素ボンベを使用する高齢者などは停留所までの歩行や乗降等の困難さがあり、便数やルートが変更となっても利用困難な方々もおります。町民の多くが無関心、利用しないとする町内巡回移送サービス「すな丸号」ですが、近い将来運転免許を返納する方や外出異動手段が様々

な理由によって困難になる高齢者の方々が増加していくことは、想定しなければならないこ とであり、その方々の生活を支援することは、行政の義務の一つであると考えます。申し上 げた内容を踏まえて準備しなければならないことは、例えば利用される方が家の前から、直 接目的地と往復できるタクシーチケットの定期的な配布や移動販売事業者との協定締結の上 で、巡回販売を促進。自宅への配達を行うスーパーそういった事業者の利用者への配達料や 購入金額を補助する制度の実施。有料の上で町外のスーパーや医療機関への巡回移送サービ スを実施すること等を総合施策として3~4年後に実施を開始する準備を進めなければなら ないと私は考えます。よって町内の巡回移送サービスの「すな丸号」では、現在と将来の利 用を想定しなければならない多数の高齢者に対して不十分であると判断し廃止を検討すべき と考えます。議会事務局に確認しましたところ、請願の文言について拡大解釈や議会が条件 を付帯することはできないとのことでした。なお、現行の「すな丸号」については令和3年 2月22日に行われた全議員説明会において、令和3年4月より運転業務をシルバー人材セン ターへの委託を廃し町職員による体制とすること。それに伴い運行管理規定の制定を行い意 見聴取の場も創設、令和3年度予算審査特別委員会質疑において、車両使用者である町と運 転者の町の職員の持つべき3つの責任、刑事上、民事上、行政上の責任を明確にする。直接 管理によって、運行ダイヤ、ルート変更が柔軟に対応できる事を確認しておりまして、この 請願の求める内容は来年度の運行からは満たされると判断し、この請願は不採択とするべき と考え反対いたします。以上です。

- **〇議長(杦本光清)** 次に本案に対する賛成の方の意見。
- ○3番(梅野美智代) はい、議長。
- 〇議長(杦本光清) 梅野議員。
- ○3番(梅野美智代) これは長年住民の方々が訴えてきた経緯があり、それが改善されずかなわなかったから今、こういう形になったと思うので、皆さんの思いを形にしていただきたいと私は思います。
- ○議長(杦本光清) その他討論ございませんか。
- 〇4番(佐藤利治) はい、議長。
- 〇議長(杦本光清) 佐藤議員。
- ○4番(佐藤利治) 私は賛成の立場で話したいと思います。これは私も全てに入ってたわけではないですけども、苦肉の策なんですね。中で話し合われる中でマニュアルやら規則という言葉も出たようにお伺いしております。この会の中で。その中でやはり今の町と住民との

間で信頼関係が無いと。私もある住民からお願いされまして、できたらすな丸号のそういう ふうな運行についての意見を述べる場をできたら、一日でも使って大事なこれからの大きな 施策やと思うんです。すな丸号の運営については、その事を話し合う場を取っていただきた いと言われたので、私は総務の方に何度も言ってます。確かにこのコロナ禍で大人数の人を 集めての協議というのは不可能だというのは分かります。ただ、それができないからと言って動いてなかった町側に対してのペナルティではないですけども強い要望だと受け取っていただきたいと、だから条例にしないといけない。条例をやはり守らなければ条例違反となります。それと条例を変える時には議会の承認が必要です。町長や理事者だけで変更すること はできないという事での条例の重みというのがあるんです。その辺をね、なぜこういう事が 住民から声があがったかというのを真摯に受け止めて、着実に進めていただきたいと思います。よって私は賛成いたします。

- ○議長(杦本光清) その他討論ございませんか。
- 〇9番(大西孝幸) はい、議長。
- 〇議長(杦本光清) 大西議員。
- ○9番(大西孝幸) 条件つきで賛成したいと思っています。

まず現状、運行マニュアル、規則、そういう物が無いという事で、条例で制定に至るまでに議決も必要ですし時間がかかるのかと思いますから、まず賛成の条件として運行マニュアル、運行規則を設置していただいて条例制定という形で住民によりそった形で運行していただけるような方向で行ってもらえばと思いますので条件つきで賛成とさせてもらいます。

○議長(杦本光清) その他討論ございませんか。

(発言する者なし)

○議長(杦本光清) 討論が無いようですので、終結致します。

これより、請願第1号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は採択です。請願第1号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(杦本光清) 多数であります。

着席願います。

よって、請願第1号 「すな丸号」の設置条例の制定を求める請願については委員長報告のとおり採択されました。

◎議案第2号、議案第4号、議案第5号、議案第17号、から議案第24号の委員長報告、討論、採決

- ○議長(杦本光清) 日程第5、議案第2号、日程第6、議案第4号、日程第7、議案第5号、日程第8、議案第17号、日程第9、議案第18号、日程第10、議案第19号、日程第11、議案第20号、日程第12、議案第21号、日程第13 議案第22号、日程第14、議案第23号、日程第15、議案第24号を厚生常任委員会に付託しておりますので、梅野美智代厚生常任委員長より報告を求めます。
- 〇3番(梅野美智代) はい、議長。
- 〇議長(杦本光清) 梅野委員長。
- ○3番(梅野美智代) 厚生常任委員会の結果を報告いたします。

去る3月2日の本会議において、当委員会に付託されました議案第2号、第4号、第5号、 第17号、第18号、第19号、第20号、第21号、第22号、第23号、第24号について3月 8日に委員会を開会いたしましたので、その結果を報告いたします。

議案第2号 令和2年度河合町国民健康保険特別会計補正予算については理事者より説明を受け、歳入歳出それぞれ一括で審議を行いました。

軽減の増加要因、軽減対象世帯状況、また、事務費繰入は昨年度はなかったが、今年度もないのかの質疑に対し、軽減の増加要因は保険税の賦課確定により当初見込み以上に対象者が増加した。軽減対象世帯の状況は、2,553世帯の内1,435世帯が軽減世帯で内訳は7割軽減684世帯、5割軽減392世帯、2割軽減が359世帯、事務費繰入については昨年同様、国保特別会計予算の中で対応したいと答弁がありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第4号 令和2年度河合町介護保険特別会計補正予算については理事者より説明を受け、歳入歳出それぞれ一括で審議を行いました。

在宅医療介護連携推進事業について、毎年の減額補正原因、ガイドラインがあるのか、個人情報の取り扱いなどの質疑があり、当事業については単独町で行える事業ではなく、奈良県西和医療センター地区医師会・西和7町合同で事業を推進しているが、現在のところ県の予算でパンフレットを作成しており、国が示すガイドラインはあり、個人情報に関しては本

人の同意が必要との答弁がありました。また、給付全般に予算と決算の乖離を感じるので、いつ時点の数値を使い試算しているのかとの質疑に対し、厚生労働省が構築している、「見える化システム」という給付実績から推計を行うシステム上で過去のデータを基に推計を行っており、令和2年度給付については第7期計画の予算であるため、平成29年度の計画であり、平成27年度・平成28年度の給付や要介護度などの状況を反映し試算を行っているとの答弁がされました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第5号 令和2年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算については理事者より説明を受け、歳入歳出それぞれ一括で審議を行いました。遺族年金や障害者年金などの申告義務のない方の取り扱いについて質疑があり、申告義務がない方で未申告の方に対して申告の勧奨通知を行っており、また、申告については税務課の方にお願いしているとの答弁がありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第17号 河合町国民健康保険税条例の一部改正については理事者より説明を受け審議を行いました。

限度額引き上げで、適用される人数及び影響額、また、今回の限度額改正は、国の改正から1年遅らせているが、町条例で定めなければそれで良いのかなどの質疑があり、医療分については2万円引き上げで、限度超過対象世帯は32世帯が30世帯になり、人数は79人が73人、保険税増は約63万円となる。介護分については1万円引き上げで、限度超過対象世帯は18世帯が16世帯になり、保険税増は約17万円となり合計で約80万円保険税が増額となり、限度額改正は国保県単位化を進める中で、限度額を統一した方向で行う事が必要と考えるとの答弁がありました。

審議の結果、賛成多数で可決することに決しました。

議案第 18 号 河合町総合福祉会館設置条例の一部改正については、理事者より説明を受け審議を行いました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第19号 河合町介護保険条例の一部改正については、理事者より説明を受け審議を 行いました。

第8期介護保険事業計画では保険料が第8期から据え置きとのことであるが、基準月額の 金額について質疑があり、第7期の基準月額は5,100円であり、第8期においても基準月額 は5,100円となるとの答弁がありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第20号 河合町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正については理事者より説明を受け審議を行いました。

町内事業所で主任介護支援専門員を未だ置いていない、また3名以下の介護支援専門員配置の事業所があるのかの質疑に対し、双方共に町内指定事業所において存在するとの答弁がありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第21号 河合町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援 等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正につ いては理事者より説明を受け審議を行いました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第22号 河合町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については理事者より説明を受け審議を行いました。

地域密着型サービス事業所の数、定期巡回随時対応型訪問介護看護事業所はあるのかの質 疑に対し、認知症対応型生活介護が3事業所、地域密着型通所介護が1事業所、小規模多機 能型居宅介護が1事業所あり、定期巡回随時対応型訪問介護看護事業所は近隣では上牧町に 存在し、給付実績もあるとの答弁がありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第23号 河合町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並び に指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基 準を定める条例の一部改正については理事者より説明を受け審議を行いました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第24号 河合町心の交流センター条例の一部改正については理事者より説明を受け 審議を行いました。

条例改正の中に「児童の指導育成及び保護に関すること」とあるが対象児童は町内全域か、 従来の職員配置となるのか、また、どこが管理するのかの質疑に対し、児童は町内全域を対 象とし、職員配置も検討し、心の交流センターについては、予算などは現在は住民生活部で あるが4月以降の所管については流動的であるとの答弁がありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長(杦本光清) 議案第2号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご 異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

〇議長(杦本光清) ご異議なしと認めます。

これより、議案第2号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第2号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(杦本光清) 多数であります。

着席願います。

よって、議案第2号 令和2年度河合町国民健康保険特別会計補正予算については委員長報告のとおり可決されました。

議案第4号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

〇議長(杦本光清) ご異議なしと認めます。

これより、議案第4号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第4号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(杦本光清) 全員であります。

着席願います。

よって、議案第4号 令和2年度河合町介護保険特別会計補正予算については委員長報告のとおり可決されました。

議案第5号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(杦本光清) ご異議なしと認めます。

これより、議案第5号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第5号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(杦本光清) 全員であります。

着席願います。

よって、議案第5号 令和2年度河合町後期高齢者医療制度険特別会計補正予算については委員長報告のとおり可決されました。

議案第17号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「討論お願いします」という者あり)

- ○議長(杦本光清) 討論という事ですので討論に移ります。まず、本案に対して反対者の発言を許します。
- 〇6番(坂本博道) はい、議長。
- 〇議長(杦本光清) 坂本議員。
- ○6番(坂本博道) 今回の条例変更は限度額が引き上げられ、負担増につながるものです。 現在の国保財政の状況から見ればこれを引き上げなければいけないという事では無いと思い ます。これも広域化の一環として統一が求められてるという背景もあるという事を含めて、 認め難く反対したいと思います。
- ○議長(杦本光清) 次に、本案に対する賛成者の討論はございませんか。

(発言する者なし)

○議長(杦本光清) その他討論はございませんか。

(発言する者なし)

○議長(杦本光清) 討論を終結致します。これより、議案第17号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第17号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(杦本光清) 多数であります。

着席願います。

よって、議案第17号 河合町国民健康保険税条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

議案第18号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(杦本光清) ご異議なしと認めます。

これより、議案第18号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第18号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方起立願います。

(替成者起立)

〇議長(杦本光清) 全員であります。

着席願います。

よって、議案第18号 河合町総合福祉会館設置条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

議案第19号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(杦本光清) ご異議なしと認めます。

これより、議案第19号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第19号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(杦本光清) 全員であります。

着席願います。

よって、議案第19号 河合町介護保険条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

議案第20号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(杦本光清) ご異議なしと認めます。

これより、議案第20号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第20号を委員長報告のとおり決定することに賛

成の方起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(杦本光清) 全員であります。

着席願います。

よって、議案第20号 河合町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等関する条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

議案第21号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(杦本光清) ご異議なしと認めます。

これより、議案第21号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第21号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杦本光清) 全員であります。

着席願います。

よって、議案第21号 河合町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

議案第22号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(杦本光清) ご異議なしと認めます。

これより、議案第22号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第22号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(杦本光清) 全員であります。

着席願います。

よって、議案第22号 河合町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関す

る基準を定める条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

議案第23号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

〇議長(杦本光清) ご異議なしと認めます。

これより、議案第23号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第23号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(杦本光清) 全員であります。

着席願います。

よって、議案第23号 河合町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

議案第24号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議あり」という者あり)

○議長(杦本光清) 異議ありということで。討論ですか。

(「はい」という者あり)

- ○議長(杦本光清) では討論に移らさせていただきます。
 まず、最初に本案に対して反対者の発言を許します。
- 〇7番(長谷川伸一) はい、議長。
- 〇議長(杦本光清) 長谷川議員。
- ○7番(長谷川伸一) 反対討論させていただきます。以前から懸案になっていた件ですが、 当初の予算どおり統合ということで方針が示されました、ただ両館の運営費が年間 2,000 万 円ほどかかっていて、統合により歳出はいくらか削減されると思います。今後の維持管理費、 修繕費を考えると旧第三小学校施設に機能移転すべきと思います。耐震診断をして、耐震化 が不要ということであっても、児童館の老朽化による経費は必要となります。ある時点で廃 館となると移転先がありません。その意味でも最後のチャンスと考えます。そして心の交流 センター条例の第 2 条にうたわれてます心の交流センターは社会福祉の向上及び人権啓発の

ための住民交流の拠点となること目的とする。とうたわれています。この趣旨に基づき住民 交流の拠点、また学童の交流の拠点となるべき場所は第三小学校の施設が最適と考えており ます。利活用すべきと判断いたします。この様な理由から反対いたします。

- ○議長(杦本光清) 次に、本案に対する賛成者の発言はございませんか。
- 〇6番(坂本博道) はい、議長。
- 〇議長(杦本光清) 坂本議員。
- ○6番(坂本博道) 賛成の立場で発言したいと思います。今回の取り組みは公共施設の再編の一環であるということを含めては、具体的に見える形で進めることは必要かと思います。ただ、先ほどの報告でもありましたが、管理運営の問題と含めて4月以降、その管理主体がどこなのか、実はまだ明確でないということも報告されてましたがこういう事は速やかに改善してここの施設が町全体の中での子ども達のいわば、いじめ等も含めた保護する一つの場所になるように運営されるよう期待もしながら賛成したいと思います。
- ○議長(杦本光清) その他討論はございませんか。

(発言する者なし)

○議長(杦本光清) ないようですので、討論を終結致します。これより、議案第24号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第24号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杦本光清) 多数であります。

着席願います。

よって、議案第24号 河合町心の交流センター条例の一部改正については委員長報告のと おり可決されました。

◎議案第3号、議案第6号の委員長報告、討論、採決

- 〇議長(**杦本光清**) 日程第16、議案第3号、日程第17、議案第6号を経済建設常任委員会に 付託しておりますので、大西孝幸経済建設常任委員長より報告を求めます。
- 〇9番(大西孝幸) はい、議長。

- 〇議長(杦本光清) 大西委員長。
- ○9番(大西孝幸) 経済建設常任委員会の結果を報告いたします。

去る3月2日の本会議において、当委員会に付託されました議案第3号、第6号について、 3月9日に委員会を開きましたので、その結果を報告いたします。

議案第3号 令和2年度河合町下水道事業特別会計補正予算については理事者より説明を 受け、歳入歳出それぞれ一括で審議を行いました。

まず、歳出では、公共下水道工事池部築造工区の入札方法・業者選定・ランク・入札参加 業者数・請負率などの質疑に対し、町内ランク表に基づく指名競争入札で町内土木ランクC、 入札参加6社で請負率は96.92%契約金額579万7,000円との答弁がありました。

下水道長寿命化計画事業 6,020 万円の補正内容・メリット・実施時期の質疑に対し、今回の補正分については、本来令和3年度に予定していたが、今年度は国の3次補正があり、国土強靱化に基づき実施するもので、メリットとして、工事は毎年秋頃発注しているが3ヶ月程早める事が出来、経済対策にも繋がるとの答弁がありました。

また、歳入では下水道使用料の減額について、コロナ禍で在宅が多いのになぜかとの質疑に対し、コロナ禍のステイホームにより、一般家庭使用量は増加しているが、事業所系は減少している。その他、開発案件の遅延また、節水の影響などと思われるとの答弁がありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第6号 河合町水道事業会計補正予算については理事者より説明を受け、収益的支出 について審議を行いました。

有収水量増に伴い給水収益は増えないのかとの質疑に対し、コロナ禍の影響で一般家庭分は増加したが、口径が大きく基本料金の高い事業所系の水量が減少している。料金体系の関係で、全体的な給水収益増加は見込めないとの答弁がありました。

コロナ対策も行いこのままでは赤字になるのではとの質疑に対し、当初予算では、2,500 万円程の黒字予算だったので、この補正を行っても赤字にはならない見込みであるとの答弁 がありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長(杦本光清) 議案第3号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご 異議ございませんか。

(「討論お願いします」という者あり)

- ○議長(杦本光清) 討論という事ですので討論に移ります。まず、本案に対して反対者の発言を許します。
- 〇6番(坂本博道) はい、議長。
- 〇議長(杦本光清) 坂本議員。
- ○6番(坂本博道) 今回の補正で長寿命化事業を前倒しで行うために、工事請負費を6,000 万円増額し、下水道収入減の影響もあり、一般会計から2,400万円の繰入増となる補正予算 となっております。国のコロナ対策としての3次補正予算の活用ということではありますけ ども、同時に地域の事業確保で活性化との説明もありました。必要な事業ではありますが、 前倒しにより、一般会計からの繰入増となっていきます。一般会計含めバランスある運営が 今、必要ではと考えて今回の補正は認め難く反対します。
- ○議長(杦本光清) 次に、本案に対する賛成者の発言はございませんか。

(発言する者なし)

○議長(杦本光清) その他討論はございませんか。

(発言する者なし)

○議長(杦本光清) 討論を終結致します。これより、議案第3号の採決を行います。
本案に対する委員長報告は可決です。議案第3号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(**杦本光清**) 多数であります。

着席願います。

よって、議案第3号 令和二年度河合町下水道事業特別会計補正予算については委員長報告のとおり可決されました。

議案第6号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(杦本光清) ご異議なしと認めます。

これより、議案第6号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第6号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杦本光清) 全員であります。

着席願います。

よって、議案第6号 令和2年度河合町水道事業会計補正予算については委員長報告のとおり可決されました。

暫時休憩します。

再開は11時10分といたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時10分

◎議案第7号から議案第14号の質疑、討論、採決

〇議長(杦本光清) 再開します。

日程第18、議案第7号、日程第19、議案第8号、日程第20、議案第9号、日程第21、議 案第10号、日程第22、議案第11号、日程第23、議案第12号、日程第24、議案第13号、 日程第25、議案第14号を予算審査特別委員会に付託しておりますので、坂本博道予算審査 特別委員長より報告を求めます。

- 〇6番(坂本博道) はい、議長。
- 〇議長(杦本光清) 坂本委員長。
- ○6番(坂本博道) 去る3月2日の本会議において当予算審査特別委員会に付託されました 議案第7号から議案第14号までの8議案について、3月10日及び12日の2日間委員会を 開会しましたので、その結果並びに主な内容について報告します。

議案第7号 令和3年度河合町一般会計予算については、予算書と一般会計・特別会計予算案の概要により、歳出から款項別に審議を行い、歳入についても款項別に審議しました。

審議に先立ち町長から、令和3年度の全体的な施策概要などの説明があり、交付税、臨時 財政対策債の増加要因、基本計画の「学び愛」教育のまちづくりについて力点を置いている 箇所、財政力の強化、治水対策の予算化などの質疑があり、それぞれ答弁がありました。 総務費では、ふるさと納税の増額について、改善策・品物以外の体験型・返礼品送付時に 河合町の魅力を届けるメッセージカードを送付するのは可能か、などの質疑があり、体験型 は検討したがパイが少なく今は考えていないが、返礼品は人気のある品物を取り入れ、広 報・SNSなどで河合町の魅力を発信していくとの答弁がありました。また、まちづくり基 本条例、町制 50 周年記念事業防災キャンプ、町内巡回ワゴン運行、各基金残高、地方創生 事業、個人番号カード交付事業、観光施策費などについても審議されました。

民生費では、認定こども園関連について、心身障害児保育事業の配置人数増、こども園運営費の配置人数及び運営費の減、森森ファーム運営事業内容などの質疑に対し、特別支援を受ける子どもの増加に伴い、適正配置を考慮し心身障害児保育事業に2名から7名に加配配置による増、こども園運営費の人件費は減少した。また、森森ファームについては、現在3名の職員とボランティア数名により実施しているが、必要最低限の予算で農園に関わる地域ボランティアが築いてくれた農園に作物を植え、子ども達が収穫することで食育にも繋がるとの答弁があり、また、通園バス及び給食委託の検証、ハイブリット給食の取り入れなどが審議されました。その他、追悼式の内容、心の交流センター職員体制、三室園分担金、老人クラブ活動費、総合福祉会館施設管理委託などについても審議されました。

衛生費のうち保健衛生費では、がん検診の受診状況について質疑があり、令和2年度はコロナ禍にあり受診率は伸びていないが、令和元年度は大腸がん4名。乳がん2名を発見し、中には早期の方が含まれていたとの答弁がありました。

清掃費では、資源ごみ再生処理経費の使用料及び賃借料について、昨年と同額になっているがどのように対応するのかとの質疑があり、平成19年以降に購入した機器については、購入金額の10%が残損価格として残っており、あくまでも税法上の価格。したがって減価償却は終えていると考えるが、メンテナンスはいくらかの費用が発生する。これらを適正に対応したいとの答弁がありました。その他、焼却業務の職員シフト体制や時間外勤務手当、山辺・県北西部広域環境衛生組合開設延期に伴う、清掃工場整備計画などについても審議されました。

農林商工費では、土地改良事業ため池排水施設設置工事内容の質疑に対し、場所は大輪田地区の中山池であり、令和元年度に漏水改修を実施したが、完全な止水に至っていない。北側の個人土地所有者に迷惑が掛からないよう、桝を設置、直接水を受け道路側溝に排水するとの答弁がありました。その他、住宅リフォーム助成限度額について審議されました。

土木費では、橋梁耐震工事について、町が直接工事せず県に委託するメリットがあるのか

の質疑に対し、奈良モデルとして県と協定を交わした上で委託しており、高田土木事務所管内での一括発注による請負率などのスケールメリットが期待でき、町職員の人材育成面においてもメリットがあるとの答弁がありました。

旧第三小学校利活用事業の一日も早い機能移転においては、設計業務一括発注する検討も 必要なので今後のスケジュールについて質疑があり、基本検討業務は令和3年4月に発注を 行い施行期日は8月若しくは9月末と考えており、並行して設計業務の準備を行うなど対応 したいが、履行期日は令和3年度で完了できるかは現地点では未定との答弁がありました。

また、住宅整備費では公営住宅等長寿命化計画の中には設計委託も含まれているのかとの 質疑に対し、含まれているとの答弁がありました。

その他、道路整備費について、例年より急増しているのではないか。また、公園管理費では、利用頻度・遊具点検・トイレ設置箇所件数などの審議がされました。

消防費では、奈良県広域消防組合負担金増額理由の質疑があり、西和区分内自賄い方式から広域化一本化区分で割合により算出するようになったとの答弁がありました。地域消防団消防車両などについても審議されました。

教育費では、スクールカウンセラーについて幾つかの質疑があり、相談件数は年々増加、 年間 35 回週 1 回の配置で、今回は第一中学校の相談時間を 4 時間から 6 時間に増加した。 相談者に合わせて勤務時間を設定し、事前予約があればその時間に合わせ実施しており、不 登校や友人関係など教員が相談を受けて、カウンセラーの相談を促している時もある。相談 できる、しやすい体制の確立を今後も考えて行きたいとの答弁がありました。

文化財保護費では、史跡大塚山古墳群保存活用計画スケジュール、住民が関わる所があるか、また、他の古墳は今後買収予定があるのかの質疑に対し、保存活用計画をしっかり決めておくことが大事であり、整備後の維持管理について地域住民の方と一緒にやっていく必要があり、計画策定にも関わっていただく予定。令和5年度に大塚山古墳買収が完了する見込みで、整備を行う状況で他の古墳買収と同時に行えるかは流動的との答弁がありました。

また、コロナ禍におけるイングリッシュプログラム対応、小中連携教育推進事業内容、I CT支援員導入の対応方法、小中学校の施設管理業務内容や給食調理委託の満足度、識字学 級受講数や今後の方針などについて審議されました。

公債費では、第三セクター等改革推進債の借入年度と償還完了期日についての質疑に対し、 借入年度は償還条件見直し年度が記載され、償還完了期日に変更がないとの答弁がありました。 歳入では、個人住民税について基礎控除 10 万円増額による影響額や滞納繰越分徴収率、 コロナ対策の影響による固定資産税の家屋、償却資産の減免額状況、法人税滞納繰越分、町 たばこ税、普通交付税と臨時財政対策債の算出根拠、体育館使用料の減免制度、土地建物貸 付収入、ふるさと納税増額などについて審議されました。

最後に各調書について、地方債残高や職員の適性人数について審議されました。

審議の結果、賛成多数で可決することに決しました。

議案第8号 令和3年度河合町国民健康保険特別会計予算については歳入歳出一括で審議を行いました。

滞納世帯について資格者証は考えているのかの質疑に対し、現在、資格者証の発行は行ってなく、納付相談を行って1ヶ月・3ヶ月の短期証を交付して対応しているとの答弁がありました。

また、人間ドック等の件数・補助金額増額、基金活用、特定健診の受診状況・検診率アップの取り組み、コロナPCR検査や入院費の費用負担など、また、歳入では第三者行為の把握について審議されました。

審議の結果、賛成多数で可決することに決しました。

議案第9号 令和3年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算については、歳入歳 出それぞれ一括で審議を行いました。

一部事務組合負担金の算出根拠の質疑に対し、組合運営経費を加入市町村の負担率を掛けて算出する。16 加入団体で河合町負担率は2.83%との答弁があり、歳入では返戻金の減額理由の質疑に対し、各々の償還額が減少していくとの答弁がありました。

審議の結果、賛成多数で可決することに決しました。

議案第10号 令和3年度河合町下水道事業特別会計予算については、歳入歳出それぞれ 一括で審議を行いました。

下水道公営企業会計化業務委託について、企業化となればどうなるのか、また、減価償却等を算出する資料作成をこの2年間で実施するのかと質疑があり、公営企業に移行することで予算書等により公営企業としての資産・負債等、透明性を示すことができる。また、この2年間でその基準となる資料作成の業務を実施する。との答弁がありました。

また、一般会計繰入れ金について質疑があり、額についてはルールに基づき算出され、ル ール外については赤字補填となっている。との答弁がありました。

その他にも、使用料収納率、公営企業化に移行する根拠通知についての質疑があり、それ

ぞれ答弁がありました。

審議の結果、賛成多数で可決することに決しました。

議案第11号 令和3年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計予算について歳入歳 出それぞれ一括で審議を行いました。

貸付金制度について、ここ数年の貸付金額、貸付総件数及び総金額はとの質疑があり、平成 27 年度以降貸付件数はゼロ、貸付総件数は、187 件、総金額は、5,519 万円。との答弁がありました。

また、貸付金制度の今後について質疑があり、現在、制度について未接続世帯に対しアンケート調査を実施している。この結果を踏まえ、令和3年度中に制度の存続等について検討したい。との答弁がありました。

その他にも、水洗化率、貸付金返済滞納額、未接続世帯数についての質疑があり、それぞれ答弁がありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第12号 令和3年度河合町介護保険特別会計予算については歳入歳出それぞれ一括で審議を行いました。

在宅医療・介護連携推進事業費について、西和7町や医療機関と連携しての事業との事だが、町独自事業をできないかの質疑に対し、高齢者向けパンフレットを活用して取り組んでおり、それらを印刷しての執行は可能であるが、現地点では出来る限り町単独での支出は抑えたいとの答弁があり。歳入では徴収率、滞納者への取り組み、高額介護サービス費充当の有無などの質疑に対し、現年度の予定収納率99.71%、滞納繰越分は実績から15%を見込んでおり、日常業務の一環で要介護申請の受付時に滞納チェックを行っている。高額介護サービス費の充当は実績ないとの答弁がありました。

審議の結果、賛成多数で可決することに決しました。

議案第13号 令和3年度河合町後期高齢者医療制度特別会計予算については歳入歳出それぞれ一括で審議を行いました。

審議の結果、賛成多数で可決することに決しました。

議案第14号 令和3年度河合町水道事業会計予算については収益的収支、資本的収支及びその他の項目について審議を行いました。

配水及び給水費、備消耗品費の車検及び自動車整備費、総係費、賃借料の公用車リース台数が1台、買い取り台数が3台あり、内、2台分を令和3年度車検のため、予算計上してい

るとの答弁がありました。

また、有収率について質疑があり令和元年度末実績では90.2%、令和2年度末では、90.5%を見込んでいる。との答弁がありました。

その他にも、施設管路の更新計画についての質疑があり答弁がありました。

審議の結果、賛成多数で可決することに決しました。

以上、当委員会に付託されました議案第7号から議案第14号までの審議結果及び主な内容について報告を終わります。

○議長(杦本光清) 議案第7号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご 異議ございませんか。

(「討論お願いします」という者あり)

- ○議長(杦本光清) 討論に移ります。まず、本案に対して反対者の発言を許します。
- 〇7番(長谷川伸一) はい、議長。
- 〇議長(杦本光清) 坂長谷川議員。
- **〇7番(長谷川伸一)** 議案第7号 令和3年度河合町一般会計予算に関して反対討論させていただきます。

令和3年度一般会計予算64億8,200万円。昨年度当初予算より1億6,200万円増しとなっています。令和2年からのパンデミック、新型コロナウイルス感染症が蔓延、未だに終息しておらず、第4波が懸念される現状です。法人企業、住民所得の減少は大きいと想定します。来年度税収入が大幅に減少するのではと危惧しています。

この様な経済環境の中で今回上程された予算案の歳出の内容を議員としてよく精査させて もらいました。

歳出に関して、土木費について、都市計画総務費が前年比 5,484 万円増額となっています。 平成 30 年度末に作成した都市計画マスタープランが河合愛 A I 構想との整合のために全容 が公表されていない現状です。増額 5,484 万円の中には第三小学校利活用事業の 4,500 万円 は理解できますが、道路整備費 (単独事業)が昨年より 4,358 万円増額。同じく道路整備費 (補助事業)が昨年より 4,323 万円増額となっています。これらの財源の大半は地方債発行 によるものです。予算委員会で理事者側からの説明では、地元要望に応えての事業の予算計 上との説明いただきました。現在の河合町の財政逼迫状況を鑑みると、緊縮財政運営に舵を 取る必要があるのではないでしょうか。昨年 11 月に県から財政重症団体として指摘された 主な要因の一つ、人件費の削減、根本的な改革が今回の予算案に反映していません。また各 種団体への補助金についても公平性が欠けていると思えます。随意契約で施行される小規模な業務委託事業も以前と改善されていません。

これらのもろもろを勘案して、私は今回の予算案を修正すべきと考え反対いたします。

- ○議長(杦本光清) 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。
- ○9番(大西孝幸) はい、議長。
- 〇議長(杦本光清) 大西議員。
- ○9番(大西孝幸) 賛成の立場で討論します。

歳入では、個々にデータ分析を行い町税、地方交付税などの主要一般財源をはじめ、適切 に見積もられていると思っております。

歳出においては、旧三小の利活用、35人学級の先行完全実施、森森ファームの充実など、 清原町政が反映された予算だと思います。特に35人学級の先行完全実施は、全国的にも例 が少ない特筆すべきことだと思います。厳しい財政状況の中で、適正に予算措置されたもの と評価します。最後に、不毛田川の内水対策については、県との協議が終わり次第、速やか に予算措置されることを願い賛成討論とします。

- ○議長(杦本光清) 次に、反対者の討論ございませんか。
- 〇6番(坂本博道) はい、議長。
- 〇議長(杦本光清) 坂本議員。
- ○6番(坂本博道) 反対討論行います。

年度当初予算は、清原町政の新年度の政治方針を示すものといえます。その点で、教育の分野で、国の制度に先行して、小学校6年生まで、支援学級の生徒も含め35人学級を制度として進め、教員の体制確保も行う取り組みは、評価したいと思います。しかし、全体としては、暮らし、医療・介護、子育て、安全分野など財政状況の厳しさはあるとはいえ、住民の願いを反映して、国や県の制度の不十分、悪い部分を超えるものとはなっていません。また、財政の健全化も住民の不安対象でもあり、財政運営の方向性が問われています。「健全化」といっても、どのような状態を目指し、どのように進めるかを明確にすることが必要ですが、「必要な住民サービスを維持しながら」と言いながらも、今回の予算では明確ではありません。令和2年度の財政状況は、一定の財政調整基金を積立て、少し改善する状況になりそうです。しかし令和2年度は、当初予算に対して交付税が例年になく8,000万円の増収、新しい人事制度導入1年目で人件費6,000万円の不用額、コロナで事業の中止・縮小などで900万円の不用額など、一般財源を見れば、ある意味偶然の中での結果ともいえます。それだけに、

令和3年度の財政運営が重要となります。財産収入を計上しない等、予算の中で堅実な対応する内容も見受けられます。しかし町営プールの廃止と代替案が予算化されていますが、町営プールは、派手さはないが、低額で安心して遊べる場として、河合町らしく維持すべきではないでしょうか。このような住民サービスの削る方向が今後強められる予算の先鞭にならないかと心配しております。また、土木費の道路整備などの予算が、自治会等の要望をふまえ例年の3倍近く計上されています。当然、必要な整備は進めるべきですが、来年度に集中させる必要があるでしょうか。集中したやり方は、新たな借金の急な増加となり、後年度に公債費増の要因となります。今後の緩やかな健全化を進める点でも、バランスある財政運営が必要であり、このような土木費の急増は、逆行するものであり見直しが必要ではないでしょうか。以上より、国・県の言う通りの制度でなはく、安心して住み続けられる河合町づくりのために、そして住民の立場に立ちながら、財政の健全化を進める点でも、この令和3年度一般会計当初予算案は認め難く、反対します。なお、当初予算に反対という意味は、年度途中の補正予算については、運営上実務的な補正が必要な場合等は、当初予算に反対したからといって、個別に判断するという意味であるという事も補足しておきたいと思います。

- ○議長(杦本光清) 次に、賛成者の討論ございませんか。
- 〇4番(佐藤利治) はい、議長。
- 〇議長(杦本光清) 佐藤議員。

以上です。

○4番(佐藤利治) 私は賛成の立場で意見を述べさせてもらいます。

住民の皆さんへ行政サービスを止めること、それとこれ以上質を落とすということは私は見てられないので賛成という立場をとります。但し、1点、昨年の予算の方針の中でも町長から各部長に言われた言葉ですけども、受益者負担の適正化、特定の受益者が受ける行政サービスに対する対価である使用料、手数料については受益に応じた負担を求めることが必要である、見直しについては提供するサービスに係るコストを明らかにした上でコストに応じた適正な負担となるよう見直しを行うという事で町長から各部長に述べられてます。本年度、令和3年度一般会計予算にも、全くこのことが反映されてないのが現状です。それを真摯に受け止め住民のみなさまに丁寧な説明をされることを期待して私は賛成の意見とさせていただきます。

- ○議長(杦本光清) 次に、反対者の討論ございませんか。
- ○5番(中山義英) はい、議長。

- 〇議長(杦本光清) 中山議員。
- ○5番(中山義英) 反対理由として、主なものを2点討論させてもらいます。

まず、1点目は、町税に関して、町民税と固定資産税を合わせた町税の減少額は約7,500万円、前年度に比べ約3.6%減となっていますが、特に河合町では町税が増える要素はなく、新型コロナウイルスの影響やそれ以外のマイナス要因を考えると、税収の減少額は少なくとも4%以上見込んでおく必要があると考えるためです。

歳入の約3割を占める町税収入は、人口減少等により毎年減少していますが、令和3年度 予算では、新型コロナウイルスの影響による収入の大幅な減少やふるさと納税に伴う町民税 の減収・税制改正などから、例年以上の減収が見込まれるところ、個人町民税は前年度に比 べ約2,900万円の減収、法人税は約3,500万円程度の減収を見込んだ数字になっています。

また、固定資産税においては、令和3年度は、3年に1度の土地・家屋の評価替の年にあたり、評価額の減価に伴う税収の減少や、国のコロナ対策として事業用家屋と償却資産の減免などにより、全体的に大幅な税収の減少が予想されますが、前年度に比べて約1,000万円程度の減収見込みにしかなっていません。

新型コロナウイルスの影響を確実に見積もることは、現時点では限界があることは分かりますが、町税収入に対する町側の積算根拠は、税収の見込み額が十分検討されたとは考えにくく、歳出ありきの歳入のように思え、納得できるものではありません。

2点目は、昨年、町長や地元住民の方々が、不毛田川治水対策事業の関係で、奈良県知事 に陳情に行かれていますが、今年度予算には不毛田川治水対策事業に係る予算科目が一切計 上されていない事です。

町政 50 周年を迎えるにあたって、河合町が優先的に取組むべき課題は、廣瀬大社の横を 流れる不毛田川周辺の治水対策事業ではないかと考えます。

現地の地質調査は既に完了し、現在、予備設計の作成段階中という事ですが令和5年度末までの貯留施設の完成を考えると、今年度中から土地の地権者と買収交渉を進めていったとしても、時間的にはギリギリの状態であるにもかかわらず、予算書には治水対策事業に関連する項目はなく、河合町のヤル気や危機感が全く感じられません。何のために奈良県知事に陳情に行かれたのか、パフォーマンスだけなのか、甚だ疑問です。以上2点が、主な反対理由です。

○議長(杦本光清) 次に、賛成者の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(杦本光清) それでは、その他の討論はございませんか。

(発言する者なし)

○議長(杦本光清) 討論が無いようですので、討論を終結致します。これより、議案第7号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。従いまして、議案第7号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方起立願います。

(賛成者起立)

同数であります。着席願います。

可否同数でありますので、議長によって採決をいたします。議長は議案第7号 令和3年 度河合町一般会計予算については賛成であります。

よって、議案第7号 令和3年度河合町一般会計予算については委員長報告のとおり可決としました。

議案第8号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「討論お願いします」という者あり)

- ○議長(杦本光清) 討論ということですので、討論に移ります。まず、反対者の討論を許します。
- 〇6番(坂本博道) はい、議長。
- 〇議長(杦本光清) 坂本議員。
- ○6番(坂本博道) 反対討論させていただきます。

今回の予算は、令和6年に向けて進める県単位化に向けて来年度以後の保険税引き上げを前提にした予算となっています。住民の命と健康を守るセーフティーネットとしても、県が求める納付金を納めながらも、3億円あまりの財政調整基金も活用して、こどもの均等割減免など、保険者としての施策の反映した予算として進めていただきたいと思っており当初予算としては今回は反対させていただきます。

○議長(杦本光清) 次に、賛成者の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(杦本光清) それでは、その他の討論はございませんか。

(発言する者なし)

〇議長(杦本光清) 討論が無いようですので、討論を終結致します。これより、議案第8号

の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第8号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(杦本光清) 多数であります。

着席願います。

よって、議案第8号 令和3年度河合町国民健康保険特別会計予算については委員長報告のとおり可決されました。

議案第9号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「討論お願いします」という者あり)

- ○議長(杦本光清) 討論ということですので、討論に移ります。まず、本案についての反対 者の討論を許します。
- 〇10番(馬場千惠子) はい、議長。
- 〇議長(杦本光清) 馬場議員。
- ○10番(馬場千惠子) 河合町住宅新築資金等貸付事業についての反対討論をさせていただきます。

平成31年に貸付金の回収管理組合に加入している20団体中4団体、郡山、川西、王寺、田原本が退会しました。河合町においては平成36年まで延期するとの事でした。回収組合には毎年100万円を超える負担金が支払われています。回収組合から回収される金額は減少しつつあります。令和4年まで組合加入が延期されていますが、回収できる金額と回収組合に支払う金額がいずれ逆転することも予想されます。管理組合まかせのシステム前提の予算であり、反対と致します。

○議長(杦本光清) 次に、賛成者の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(杦本光清) それでは、その他の討論はございませんか。

(発言する者なし)

○議長(杦本光清) 討論が無いようですので、討論を終結致します。これより、議案第9号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第9号を委員長報告のとおり決定することに賛

成の方起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(杦本光清) 多数であります。

着席願います。

よって、議案第9号 令和3年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算については 委員長報告のとおり可決されました。

議案第10号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「討論お願いします」という者あり)

- ○議長(杦本光清) 馬場議員討論でしょうか。
- ○10番(馬場千惠子) はい、討論です。
- ○議長(杦本光清) 討論に入ります。まず、本案に対する反対者の討論を認めます。
- 〇10番(馬場千惠子) はい、議長。
- 〇議長(杦本光清) 馬場議員。
- ○10番(馬場千惠子) 河合町下水道事業特別会計予算について反対討論したいと思います。 令和2年度の補正予算で6,000万円ついています。コロナ対策で国土強じん化という事で 令和3年度の事業を前倒しにして中山台、星和台の公共下水道耐震化工事を行っています。 毎年600m程度の工事となるそうですけども、ニュータウン全体で35kmという事ですので 気が遠くなるような話です。令和2年度は令和3年度の事業を前倒しで行っています。

毎年 6,000 万円程の事業ですが、令和 3 年度では中山台、星和台地域の工事はないのでしょうか。令和 3 年度の予算では繰入金が 2 億 6,231 万 9,000 円で 1,556 万 5,000 円ふえています。また、河合町における老朽化した下水道管路のストックマネージメント対策では平成32 年(令和 2 年)までに25%に向上させるという目標で進められていました。水道の広域化でどうなるのかなど不透明な部分もあります。河合町では下水道管をはじめ施設の老朽化が進みつつあり、状況を見ながら敏速にかつ適切に対応し安心安全な生活環境を整えて頂けるよう事業内容の見直しなどを求めて、当初予算に反対致します。

○議長(杦本光清) 次に、賛成者の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(杦本光清) それでは、その他の討論はございませんか。

(発言する者なし)

○議長(杦本光清) 討論が無いようですので、討論を終結致します。これより、議案第10号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第10号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(杦本光清) 多数であります。

着席願います。

よって、議案第10号 令和3年度河合町下水道事業特別会計予算については委員長報告のとおり可決されました。

議案第11号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「討論お願いします」という者あり)

- ○議長(杦本光清) 馬場議員討論でしょうか。
- ○10番(馬場千惠子) はい、討論です。
- ○議長(杦本光清) 討論に移ります。まず、本案に対する反対者の討論を認めます。

(発言する者なし)

- 〇議長(杦本光清) 次に、賛成者の討論。
- 〇10番(馬場千惠子) はい、議長。
- 〇議長(杦本光清) 馬場議員。
- ○10番(馬場千惠子) 令和3年度水洗便所事業特別会計予算の賛成討論をしたいと思います。6年間あまりのこの制度が活用されていないということもあります。制度の必要性は認めながら、制度の改善策を訴え反対して来ました。今回はアンケートを実施して制度の廃止も含めて検討するとの事であり、今回は賛成したいと思います。
- ○議長(杦本光清) それでは、その他の討論はございませんか。

(発言する者なし)

○議長(杦本光清) 討論が無いようですので、討論を終結致します。これより、議案第11号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第11号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(杦本光清) 全員であります。

着席願います。

よって、議案第11号 令和3年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計予算について は委員長報告のとおり可決されました。

議案第12号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「討論お願いします」という者あり)

- ○議長(杦本光清) 討論ということですので、討論に移ります。まず、本案に対する反対者の討論を許します。
- 〇6番(坂本博道) はい、議長。
- 〇議長(杦本光清) 坂本議員。
- ○6番(坂本博道) 反対の立場で討論します。

基金残高の状況もふまえ、来年度の第8期計画期の介護保険料を引き上げないこと等は評価したいと思います。しかし、介護保険制度全体として見たら20年を迎え制度の問題点、そして要軽度者の介護保険外しや負担増、生活援助の縛りなど、基本的にそのまま進めることを踏まえた予算となっており、当初予算としては認め難く反対したいと思います。

○議長(杦本光清) 次に、本案に対する賛成者の討論を許します。

(発言する者なし)

○議長(杦本光清) それでは、その他の討論はございませんか。

(発言する者なし)

○議長(杦本光清) 討論が無いようですので、討論を終結致します。これより、議案第12号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第12号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(杦本光清) 多数であります。

着席願います。

よって、議案第12号 令和3年度河合町介護保険特別会計予算については委員長報告のと おり可決されました。

議案第13号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございません

か。

(「討論お願いします」という者あり)

- ○議長(杦本光清) 討論ということですので、討論に移ります。まず、本案に対する反対者の討論を許します。
- 〇6番(坂本博道) はい、議長。
- 〇議長(杦本光清) 坂本議員。
- ○6番(坂本博道) この制度は広域連合で運営するものではあります。しかし特定健診の負担軽減なども広域連合で実施しようということにもなかなかできない状況でもあります。医療保険制度を年齢で区別するというこの制度が始まってからの根本的な問題を抱えたままであります。そういう点ではそれを前提とした当初予算としては認め難く反対したいと思います。
- ○議長(杦本光清) 次に、本案に対する賛成者の討論を許します。

(発言する者なし)

○議長(杦本光清) それでは、その他の討論はございませんか。

(発言する者なし)

○議長(杦本光清) 討論が無いようですので、討論を終結致します。これより、議案第13号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第13号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(杦本光清) 多数であります。

着席願います。

よって、議案第13号 令和3年度河合町後期高齢者医療制度特別会計予算については委員 長報告のとおり可決されました。

議案第14号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「討論お願いします」という者あり)

- ○議長(杦本光清) 討論ということですので、討論に移ります。まず、本案に対する反対者の討論を許します。
- 〇6番(坂本博道) はい、議長。

- 〇議長(杦本光清) 坂本議員。
- **〇6番(坂本博道)** 水道会計につきましては、広域化に向けて水道事業が覚書が締結されま した。今後、水道料金の値上げに繋がらないか、どのようなメリットがあるか、管路の改修 など、事業としてどのように進められていくのか、まだまだ不明な点が多くある。これらも 含めて広域化に向けて進めることを前提としている予算ということでもあり、当初予算とし ては反対したいと思います。
- ○議長(杦本光清) 次に、本案に対する賛成者の討論を許します。

(発言する者なし)

○議長(杦本光清) それでは、その他の討論はございませんか。

(発言する者なし)

○議長(杦本光清) 討論が無いようですので、討論を終結致します。これより、議案第14号 の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第14号を委員長報告のとおり決定することに賛 成の方起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(杦本光清) 多数であります。

着席願います。

よって、議案第14号 令和3年度河合町水道事業会計予算については、委員長報告のとお り可決されました。

暫時休憩します。

再開は正午といたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後12時00分

◎同意第1号から同意第8号の質疑、討論、採決

〇議長(杦本光清) 再開します。

-40-

日程第26、同意第1号 監査委員の選任についてを議題とします。

これより同意第1号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(杦本光清) 全員であります。

着席願います。

よって、同意第1号 監査委員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたします。

日程第27、同意第2号 政治倫理審査会委員の選任についてを議題とします。

これより同意第2号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(杦本光清) 少数であります。

着席願います。

よって、同意第2号 政治倫理審査会委員の選任については、不同意とすることに決定いたします。

日程第28、同意第3号 政治倫理審査会委員の選任についてを議題とします。

これより同意第3号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(杦本光清) 全員であります。

着席願います。

よって、同意第3号 政治倫理審査会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたします。

日程第29、同意第4号 政治倫理審査会委員の選任についてを議題とします。

これより同意第4号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(杦本光清) 全員であります。

着席願います。

よって、同意第4号 政治倫理審査会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたします。

日程第30、同意第5号 政治倫理審査会委員の選任についてを議題とします。

これより同意第5号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(杦本光清) 全員であります。

着席願います。

よって、同意第5号 政治倫理審査会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたします。

日程第31、同意第6号 政治倫理審査会委員の選任についてを議題とします。

これより同意第6号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(杦本光清) 全員であります。

着席願います。

よって、同意第6号 政治倫理審査会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたします。

日程第32、同意第7号 政治倫理審査会委員の選任についてを議題とします。

これより同意第7号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(杦本光清) 全員であります。

着席願います。

よって、同意第7号 政治倫理審査会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたします。

日程第33、同意第8号 政治倫理審査会委員の選任についてを議題とします。

これより同意第8号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(杦本光清) 全員であります。

着席願います。

よって、同意第8号 政治倫理審査会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたします。

◎議員発議第1号の上程、説明、討論、採決

○議長(杦本光清) 日程第34 議員発議第1号 河合町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

お手元に配布のとおり所定の賛成者があります。

提案者の常盤議員の説明を求めます。

- 〇2番(常盤繁範) はい、議長。
- 〇議長(杦本光清) 常盤議員。
- ○2番(常盤繁範) 発議者として説明させていただきます。

河合町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部改正する条例を提出させていただきます。上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定に基づき提出いたします。内容につきましては事項にあります。河合町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部を改正する条例。内容としましては、河合町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例。令和2年6月河合町条例第16号の一部を次のように改正する。第1条中 令和3年3月31日を令和3年6月30日に改める。附則としまして、この条例は令和3年4月1日から施行する。提出としましては令和3年3月9日提出させていただいております。

趣旨の説明をさせていただきます。提案の理由としましては、新型コロナウィルス感染症は、社会生活に多大なる制限と影響を及ぼし、国の対策としてワクチン接種が段階的に推進されますが、河合町の感染対策と終息後の取り組みは引き続き重大な課題となっております。 今後も国や県の特別な財源を活用した対策とともに、町独自の緊急対策等が必要な事態も想定されます。

河合町財政状況が厳しい中、新型コロナウィルス感染症対策の財源として資するため、議員報酬削減の条例の一部改正を提案いたしました。削減率は報酬の10%とし(期末手当は含めず)、期間は令和3年4月1日から令和3年6月30日の3ケ月延長という形を取らせていただきます。

なお、報酬削減分は新型コロナウィルス感染症対策基金へ繰り入れし、必要な場合は、目的を明確にして、議会の了承を得て運用されるよう附しておきます。

提案理由としては以上です。よろしくお願いします。

○議長(杦本光清) 討論を省略して採決を行います。

議員発議第1号に賛成の方起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(**杦本光清**) 少数であります。

着席願います。

よって、議員発議第1号 河合町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部を改正する条例について否決されました。

◎議員発議第2号の上程、説明、討論、採決

○議長(杦本光清) 日程第35 議員発議第2号 日本政府に核兵器禁止条例への参加・調印・批准を求める意見書を議題とします。

お手元に配布のとおり所定の賛成者があります。

提案者の坂本博道議員の説明を求めます。

- 〇9番(坂本博道) はい、議長。
- 〇議長(杦本光清) 坂本議員。
- **〇9番(坂本博道)** それでは意見書(案)の内容を読み上げて提案としたいと思います。

日本政府に核兵器禁止条約への参加・調印・批准を求める意見書(案)

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから 72 年を経た 2017 年 7 月 7 日、歴史的な核兵器禁止条約が国連において採択されました。

条約は、核兵器について破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際 法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪して、これに「悪の烙印」を押しま した。核兵器はいまや不道徳であるだけでなく、歴史上初めて明文上も違法なものになりま した。

条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇にいたるまで、核 兵器に関わるあらゆる活動を禁止し、「穴抜け」を許さないものとなっています。

また条約は、核保有国の条約への参加の道を規定するなど核兵器完全廃絶への枠組みを示しています。同時に、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記され、被爆国、被害

国の国民の切望に応えるものとなっています。各自治体が行なってきた「非核宣言」もその 一翼を担ってきました。

このように、核兵器禁止条約は、被爆者とともに私たち日本国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものです。核兵器保有国の態度にかかわらず、かつての「対人地雷禁止条約」「クラスター爆弾禁止条約」のように、人道的世論の高まりで必ず実効性あるものになるでしょう。

2017年9月20日、核兵器禁止条約への調印・批准・参加が開始されて以降、国際政治でも各国でも、前向きな変化が生まれています。条約調印国はアジア、ヨーロッパ、中南米、アフリカ、太平洋諸国の86カ国。批准国は54カ国です。同条約は2020年10月24日、国連軍縮週間の初日に批准国が50カ国となったことにより、2021年1月22日に発効しました。

アメリカの「核の傘」に安全保障を委ねている日本政府は、残念ながら核兵器禁止条約に 背を向け続けています。こうした態度を改め、「唯一の戦争被爆国」として核兵器全面禁止 のために真剣に努力する証として、核兵器禁止条約に参加、調印、批准し、道徳的権威を発 揮することを強く求めます。

以上です。

○議長(杦本光清) 討論を省略して採決を行います。

議員発議第2号に賛成の方起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(杦本光清) 多数であります。

着席願います。

よって、議員発議第2号 日本政府に核兵器禁止条例への参加・調印・批准を求める意見書は可決されました。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査

○議長(杦本光清) 日程第36 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件についてを議題としたいとします。

議会運営委員長から、会議規則第73条の規定により「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項」について、閉会中もこれを継続して行いたい旨の申し出がありました。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中も継続調査とすることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(杦本光清) ご異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中も継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長(**杦本光清**) 以上で、今期定例会に付議されました案件はすべて議了しました。 よって、令和3年第1回定例会はただ今をもちまして閉会します。

閉会 午後12時10分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

署 名 議 員 馬 場 千惠子

署名議員岡田康則